

障害福祉のしおり

“一人ひとりが自分らしく輝き
共に生きるまち・江田島”

～ 目 次 ～

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳	1
(2) 療育手帳	1
(3) 精神障害者保健福祉手帳	2

2 医療費助成

(1) 自立支援医療（更生医療）	3
(2) 自立支援医療（育成医療）	3
(3) 自立支援医療（精神通院医療）	4
(4) 重度心身障害者医療	4
(5) 後期高齢者医療	5

3 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービス	6
(2) 障害児通所支援	7
(3) 障害福祉サービスの利用のしかた	7
(4) 地域生活支援事業	8
(5) 成年後見人制度	9

4 各種サービス・制度

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	10
(2) 自動車運転免許取得の助成	10
(3) 自動車改造費の助成	10
(4) 生活福祉資金の貸付	11
(5) 盲導犬	11
(6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	11

5 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費	12
(2) 日常生活用具	13

6 年金・手当

(1) 障害基礎年金	15
(2) 障害厚生年金	16
(3) 特別障害者手当	16
(4) 障害児福祉手当	17
(5) 児童扶養手当	17
(6) 特別児童扶養手当	18
(7) 心身障害者扶養共済制度	18

7 税金の控除・減免等

(1) 所得税・住民税の所得控除	19
(2) 住民税の非課税	19
(3) 新マル優制度	19
(4) 相続税の控除	19
(5) 贈与税の非課税	20
(6) 自動車税（軽自動車税）の減免	20

8 その他割引制度

(1) 交通機関の運賃割引制度	22
(2) 有料道路通行料金の割引	25
(3) N H K放送受信料の減免	25
(4) N T Tの無料番号案内	26
(5) 携帯電話料金の割引	26
(6) 広島県思いやり駐車場利用証交付制度	27
(7) 駐車禁止適用除外の指定	28

9 相談の窓口・主要施設一覧

(1) 相談の窓口・主要施設一覧	29
(2) 障害者関連施設・事業者の状況	30
(3) 団体案内	31

10 障害別施策早見表	34
-------------------	----

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、障害者総合支援法などによる福祉サービスを受けたり、医療費助成など各種サービスを利用するために必要な手帳です。

障害の範囲は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害に分けられ、障害の程度により1級から6級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真2枚・指定医師の診断書 マイナンバーがわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真2枚・手帳がある時は手帳
障害の程度が変化したら	再交付申請	写真2枚・診断書・手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳
再判定年月日が近づいたとき (再認定対象者のみ) 3歳未満で認定された場合や障害の軽度化が 見込まれる場合に再判定を行っています。	再交付申請	手帳・申請書・指定医師の診断書・ 写真2枚

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。
(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(2) 療育手帳

知的障害のある方が、福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。障害の程度判定により㉠(最重度)・A(重度)・㉡(中度)・B(軽度)の区分で交付されます。

こんなとき	届出等の名称等	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真1枚 ※判定が必要です。 事前に広島県西部こども家庭センターにご相談ください。 マイナンバーがわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚・手帳がある時は手帳
次の判定日が近づいたら	事前に予約のうえ、直接広島県西部こども家庭センターで判定を受けてください。	手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638
広島県西部こども家庭センター TEL 082-254-0381)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患，高次脳機能障害及び発達障害等により一定程度の精神障害の状態にある方が，福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。手帳の有効期限は2年で，障害の程度により1級から3級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚・手帳がある時は手帳
障害の程度が変化したら	申請書（等級変更） ※事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
有効期限が切れる前に	申請書（更新） ※事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可） ☆有効期限の3か月前から申請できます。
手帳の基準に該当しなくなったり，ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※写真の大きさは，縦4cm×横3cmで申請日の1年以内に撮影，脱帽して上半身を写したもので，原則無背景のもの。

※手帳の有効期限は2年です。

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）

2 医療費助成

(1) 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳がある方（18 歳以上）が障害程度を軽くしたり，進行を防ぐために必要な医療を指定医療機関で受ける場合，医療費を助成します。

対 象 者	① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤ 内臓障害（心臓，じん臓，小腸，肝臓機能障害に限る） ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害
内 容	医療費を助成します。
利用者負担等	医療費の 1 割 （世帯の所得に応じて，自己負担の上限月額が決まります。）
必要なもの	① 申請書 ② 医師の意見書 ③ 身体障害者手帳 ④ 受診者及び受診者と同一の医療保険に加入している世帯員の医療保険の保険証 ⑤ 受診者が障害に関する年金等を受給している場合は，前年の受給額が確認できる資料

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）

(2) 自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の障害をお持ちの方が障害程度を軽くしたり，進行を防ぐために必要な医療を指定医療機関で受ける場合，医療費を助成します。

対 象 者	① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤ 内臓障害（心臓，じん臓，小腸，肝臓機能障害に限る） ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害
内 容	医療費を助成します。
利用者負担等	医療費の 1 割 （世帯の所得に応じて，自己負担の上限月額が決まります。）
必要なもの	① 申請書 ② 医師の意見書 ③ 受診者及び受診者と同一の医療保険に加入している世帯員の医療保険の保険証 ④ 受診者が障害に関する年金等を受給している場合は，前年の受給額が確認できる資料 ※その他必要な書類がある場合がありますので事前にお問合せください。

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）により通院による医療を継続して受ける必要がある方に、医療費を助成します。

利用者負担等	医療費の1割 (世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額が決まります。)
必要なもの	① 医師の意見書 (更新申請時は、2年に一度の提出となります。) ② 受診者及び受診者と同一の医療保険に加入している世帯員の医療保険の保険証 ③ 受診者が障害に関する年金等を受給している場合は、前年の受給額が確認できる資料

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(4) 重度心身障害者医療

重度の心身障害者が医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額を助成します。

対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級・2級・3級 ② 療育手帳 ①・A・② ③ 精神手帳 1級 及び 自立支援医療を受けている方 ※所得制限があります。 ※65歳以上75歳未満の後期高齢者医療未加入の方は対象にはなりません。
内 容	一部負担金 一医療機関につき、1日200円 ・通院の場合：月に4日まで ・入院の場合：月に14日まで
必要なもの	① 健康保険証 ② 身体障害者手帳又は療育手帳 ③ 本人及び扶養義務者の所得証明書

(問合せ先 保健医療課 TEL 43-1639)

(5) 後期高齢者医療

65 歳以上の心身障害者のうち、一定の障害程度にある方は、後期高齢医療の早期適用を受けられます。

対 象 者	65 歳以上 75 歳未満の方で次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級 ② 身体障害者手帳 4 級の方で次のいずれかに該当する方 - ア 音声機能・言語機能又はそしゃく機能に著しい障害のある方 - イ 両下肢のすべての指を欠く方 - ウ 1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方 - エ 1 下肢の機能に著しい障害のある方 ③ 療育手帳 ④・A ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
内 容	医療受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示することで、保険診療分について一部負担金で受診できます。
必要なもの	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ② 国民年金等の証書 ③ 健康保険証

(問合せ先 保健医療課 TEL 43-1639)

3 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、居宅や施設における介護の支援を行う「介護給付」と、自立訓練や就労に向けた支援を行う「訓練等給付」があります。

サービスを利用した時は、事業者・施設に対して利用者負担額を払います。(所得に応じ、利用者負担上限額が設定されます。)

種 類		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で食事、入浴、排せつの介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで常に介護が必要な人の自宅で食事、入浴、排せつの介護、外出の補助などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に困難を有する人が安全に行動・外出できるよう支援します。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が安全に行動・外出できるよう支援します。
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に昼間、食事、入浴、排せつの介護を行い、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設で食事、入浴、排せつの介護などを行います。(夜間も含む)
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、日常生活支援を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力を向上させるための訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や食事、入浴、排せつの介護など日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な自宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
地 域 支 援 給 付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や、精神科病院に入院している人が、地域生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。
	地域定着支援	自宅で単身等で生活する人と常時連絡がとれる体制を、確保するとともに、緊急時の相談、支援を行います。

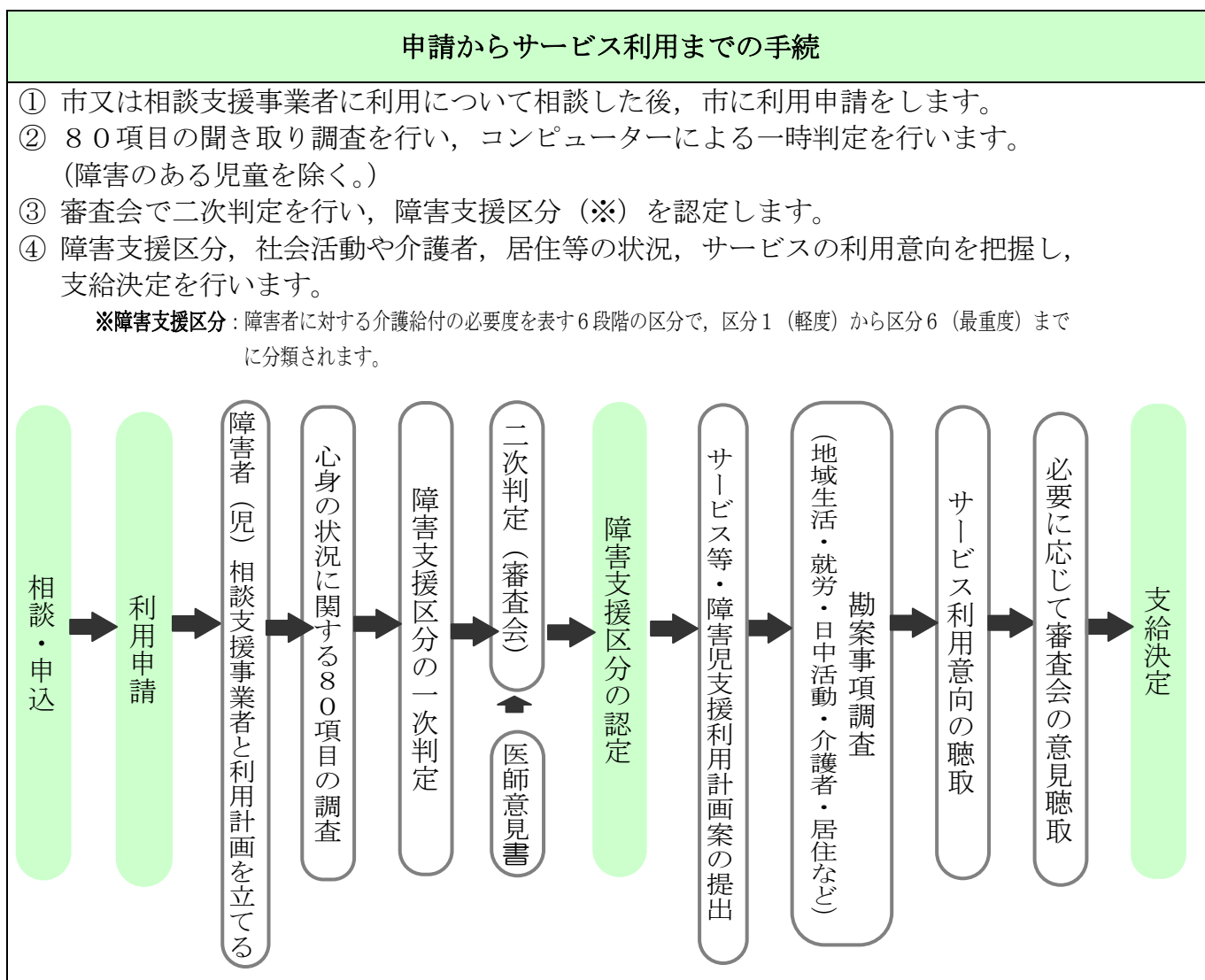
(2) 障害児通所支援

障害児通所支援は、障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行い、その子の健やかな成長を促します。

サービスを利用した時は、事業所に対して利用者負担額を払います。(所得に応じ、利用者負担上限額が設定されます。)

障害児通所	児童発達支援	障害のある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	障害のある就学中の児童に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進など必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(3) 障害福祉サービスの利用のしかた



※障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。

これにより身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、病状の程度により必要と認められた場合はサービスが利用できるようになりました。ただし、65歳以上の方は内容により介護保険が優先されます。詳しくはお問い合わせください。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法の「自立支援給付」以外に、市町村が地域の実情に合わせ、障害者の地域における生活を支える様々なサービスです。

事業名	事業内容
相談支援事業	障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに関する経費（登記手数料・鑑定費用料）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 詳しい内容は、次ページをご覧ください。
移動支援事業	屋外での移動に困難を伴う重度の障害児（者）に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出に必要な支援を行います。 対象者は、視覚障害・全身性障害・知的障害及び精神障害児（者）です。 サービスを利用した時は、事業者・施設に対して利用者負担額を払います。（所得に応じ、月額負担上限額が決まります。）
訪問入浴サービス	入浴することが困難な重度の身体障害者（児）に対して、居宅において入浴の介助等を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障害児（者）の日中における活動の場を提供します。 サービスを利用した時は、事業者・施設に対して利用者負担額を払います。（所得に応じ、月額負担上限額が決まります。）
日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等6種類の用具を給付します。 詳しい内容は、13ページをご覧ください。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語・音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 詳しい内容は、10ページをご覧ください。
自動車運転免許取得・改造費給付事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、就労等に伴い自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成し、就労その他の社会参加を促進します。 詳しい内容は、10ページをご覧ください。

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）

(5) 成年後見人制度

① 後見人制度

知的障害、精神障害・認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことを判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても十分な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、そのような判断能力の不十分な方々に代わって成年後見人がその判断能力を補い、代わって意思決定をし、本人に不利な契約を取り消して無効にしたり、代理人として契約を取り決め、判断能力の不十分な方々の権利を守る制度です。また、本人を保護するとともに、自己決定権を尊重し、持っている能力を最大限に活用するように支援し、最後までその人らしい人生が送れるようお手伝いをする制度です。

法定成年後見制度は本人の判断能力によって3つの類型に分かれています。

	後 見	保 佐	補 助
対 象 者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立ができる方	本人、配偶者、4親等以内の親族、市長、検察官など		

② 成年後見人等の役割（※成年後見人等：成年後見人、補佐人、補助人を指す。）

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や介護・施設入所・住居や医療等に関する契約などの法律行為に関するもので、食事の世話や実際の介護などは、一般的に成年後見人等の職務とされていません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

③ 任意後見制度

任意後見制度は、判断力がある時にあらかじめ任意後見人を選任し、委任契約を結んでおく制度です。公証人役場において公正証書を作成します。判断能力が低下した時に家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見人が後見活動を行います。親の老後、親亡き後に任意後見制度を活用するには、障害のある方本人が任意後見契約を行うか、障害のある子の親が任意後見契約を行う必要があります。

※成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用者が、必要となる経費の助成を受けなければこの制度の利用が困難な場合、申立てに関する経費（登記手数料、鑑定費用）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

4 各種サービス・制度

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者、言語・音声機能の障害者の方が、病院の受診や学校行事の参加の際、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対 象 者	市内に居住する聴覚障害者、音声・言語機能障害者
必要なもの	身体障害者手帳

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(2) 自動車運転免許取得の助成

障害者の方が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級～4級 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳
内 容	自動車運転免許（第一種普通免許）取得費用のうち10万円を限度に3分の2を助成します。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③ 自動車教習所等の領収書 ④ 取得した免許証の写し ※ 免許証取得後6か月以内に申請できます。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(3) 自動車改造費の助成

身体障害者の方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害1級～4級をお持ちの方
内 容	ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するため費用のうち10万円を限度に助成します。 ※事前に改造した場合は、助成の対象にはなりません。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 運転免許証 ④ 改造見積書

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(4) 生活福祉資金の貸付

障害者世帯に対し、生活向上を図るための資金の貸付を行います。

対 象 者	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
内 容	生業を営むため，就職のために必要な経費，住宅の増改築等の一時的に必要な資金を低利で貸付を行います。

(問合せ先 江田島市社会福祉協議会 TEL 27-7770)

(5) 盲導犬

視覚障害者の自立と社会参加促進のため盲導犬を給付します。

対 象 者	身体障害者手帳（視覚障害者）1級・2級をお持ちの18歳以上の方
内 容	就労等により社会活動の参加に効果があり，盲導犬を適切に利用し，飼育できる方に給付します。

(問合せ先 広島県障害者社会参加促進センター TEL 082-254-2505
社会福祉課 TEL 43-1638)

(6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

軽度・中等度難聴児の方が補聴器を取得する場合，費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児
内 容	補聴器取得費用と基準額を比較して少ない額の3分の2を助成します。
必要なもの	① 医師の意見書 ② 見積書

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

5 補装具・日常生活用具

(1) 補装具

身体機能を補完，代替し，長期間にわたって使用される補装具の購入や修理のための費用を支給します。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方・障害者総合支援法の対象となる難病患者の方 (介護保険が利用できる場合はそちらを優先します。)
利用者負担等	費用の1割 (世帯の所得に応じて，自己負担の上限月額が決まります。)
必要なもの	身体障害者手帳

※必ず，購入又は修理の前にご相談ください。

※対象となる難病患者の方はご相談ください。

補装具の種目

障 害 種 別	補 装 具 の 種 目
視 覚 障 害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器
肢 体 不 自 由	義手・義足・上肢装具・下肢装具・靴型装具・体幹装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

※補装具の種目により，身体障害者更生相談所の判定や医師意見書が必要となります。

※介護保険の対象の方で，介護保険で貸与される共通する種目（車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ）を希望される場合は，介護保険からの貸与が優先されます。

(問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638)

(2) 日常生活用具

在宅の重度障害者に対し日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を支給します。

対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方・障害者総合支援法の対象となる難病患者の方
利用者負担等	費用の1割
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳・療育手帳

※必ず、購入の前にご相談ください。

※対象となる難病患者の方はご相談ください。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

日常生活用具給付一覧表

種目	品 目	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上
	訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害2級以上の児童
	特殊マット	下肢・体幹機能障害2級以上又は療育手帳④、A
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）
	入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上（入浴に介護を要する者に限る。）
	体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上 （下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。）
	移動用リフト	下肢・体幹機能障害2級以上
	訓練いす	下肢・体幹機能障害2級以上の児童
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害3級以上
	便 器	下肢・体幹機能障害2級以上
	頭部保護帽	平衡機能・下肢・体幹機能障害4級以上又は療育手帳④、A
	歩行補助杖	下肢・体幹機能障害4級以上
	移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢・体幹機能障害3級以上 （家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）
	特殊便器	上肢機能障害2級以上又は療育手帳④、A （訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。）
	火災警報器	身体障害手帳2級以上又は療育手帳④、Aの者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳④、A （盲人のみ又は知的障害のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上 （聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）

種目	品目	対象者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上 (自己連続携帯行式腹膜かん流による透析療法を行う者)
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター	呼吸器・心臓機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、医療保険による在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上 (医療保険による在宅酸素療法を行う者)
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害２級以上 (盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者３級以上 (発声・発語に著しい障害を有する者)
	情報・通信支援用具	視覚・上肢機能障害２級以上
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害２級以上
	点字器	視覚障害２級以上
	点字タイプライター	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になる者
	盲人用時計	視覚障害２級以上の者(音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者)
	音声 IC タグレコーダー	視覚障害２級以上
	聴覚障害者用通信装置	聴覚、音声・言語機能障害３級以上
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害３級以上の者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	喉頭摘出した者
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	ぼうこう又は直腸機能障害者(ストマを造設したもの。)
	紙おむつ等	1 ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
	収尿器	肢体不自由者４級以上で脊髄損傷等により排尿機能障害を有する者
住改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害３級以上 (特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害２級以上の者)

6 手当・年金

(1) 障害基礎年金

年金加入期間中に病気やけがで障害が残ったときなどに支給されます。

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの期間中にある ・ 20 歳前 ・ 国民年金の被保険者期間中 ・ 被保険者の資格を失った後でも 60 歳以上 65 歳未満で日本国内 に在住している ② 病気やけがによる障害の程度が、20 歳に達した日又は障害認定日において、施行令で定める 1 級又は 2 級に当てはまる ③ 保険料の納付要件が次のいずれかを満たしている (初診日が 20 歳前の場合は納付要件はありません) ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付期間と免除・納付猶予期間を合算した期間が加入期間の 3 分の 2 以上ある ・ 初診日の属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の滞納がない
支 給 額	1 級障害…972,250 円＋子の加算額 2 級障害…777,800 円＋子の加算額
必要なもの	① 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ② 診断書 ③ 診断書で初診日が確認できない場合は、初診を証明できるもの ④ 病歴・就労状況等申立書 ⑤ 戸籍謄本 ⑥ その他
そ の 他	障害認定日とは、初診日から 1 年 6 か月経った日か、それ以前に症状が固定したときは、その日をいいます。障害認定日に障害の程度が該当しなかった場合でも、その後 65 歳までに重くなり障害の程度が該当する場合は、障害基礎年金を請求できます。

〔 問合せ先 広島年金事務所 TEL 082-253-7710 〕
市 民 生 活 課 TEL 43-1634

(2) 障害厚生年金

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること ② 病気やけがによる障害の程度が、障害認定日において、施行令で定める1級から3級に当てはまること ③ 保険料の納付要件を満たしていること（障害基礎年金と同じ。）
支 給 額	障害を原因として、日常生活に制限を受ける人に年金を支給します。 1級障害（報酬比例の年金額）× 1.25 +（配偶者の加給年金額） 2級障害（報酬比例の年金額）+（配偶者の加給年金額） 3級障害（報酬比例の年金額） ※最低保障額 585,100円
必要なもの	「障害基礎年金」の手續に必要なものと同じ
そ の 他	障害認定日に障害の程度が該当しなかった場合でも、その後65歳までに重くなり障害の程度が該当する場合は、障害厚生年金を請求できます。

〔 問合せ先 障害厚生年金…広島南年金事務所 TEL 082-253-7710
障害共済年金…各共済組合 〕

(3) 特別障害者手当

身体、知的又は精神の障害が、重度の状態であるため日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 精神又は身体に著しく重度の障害があるために、日常生活において常に特別に介護が必要な20歳以上の方 ② 支給除外要件施設に入所又は入院していないこと ③ 受給資格者又はその配偶者、もしくは扶養義務者の前年の所得が限度額を超えていないこと（超えている場合、その年の8月から翌年の7月までの支給を停止）
内 容	支給月額 27,300円（令和4年4月～） 5月、8月、11月、2月にそれぞれ前月までの手当を支給
必要なもの	① 特別障害者手当認定診断書 ② 特別障害者手当所得状況届 ③ 受給資格者が受給している公的年金等の前年の受給額がわかる書類 ④ 戸籍謄本

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）

(4) 障害児福祉手当

身体、知的又は精神の障害が、重度の状態であるため日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳未満の児童に支給されます。

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 精神又は身体に重度の障害があるため日常生活において常に介護が必要な 20 歳未満の人 ② 支給除外要件年金（障害を事由とする給付）を受給していないこと ③ 支給除外要件施設に入所していないこと ④ 受給資格者又はその配偶者、もしくは扶養義務者の前年の所得が限度額を超えていないこと（超えている場合、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給を停止）
内 容	支給月額 14,850 円（令和 4 年 4 月～） 5 月、8 月、11 月、2 月にそれぞれ前月までの手当を支給
必要なもの	① 障害児福祉手当認定診断書 ② 障害児福祉手当所得状況届 ③ 戸籍謄本

（問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638）

(5) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の父、母、養育者（祖父母）に支給されます。

対 象 者	次の要件に当てはまる 18 歳以下（18 歳到達の年度の末日）の児童（政令で定める程度の障害があるときは、20 歳未満）を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、又は養育している方（受給資格者） ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が政令で定める程度の障害にある児童 ③ 父又は母が死亡した児童もしくは父又は母の生死が明らかでない児童 ④ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童 ⑤ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童 ⑥ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童 ⑧ その他①から⑦に該当するか明らかでない児童 ※ただし、次のような場合は除かれます。 ① 児童入所施設等に入所又は里親に委託されているとき。 ② 父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に養育されているとき。 （政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）
内 容	児童 1 人の場合（月額）…全額支給 43,070 円 …一部支給 43,060～10,160 円 児童 2 人以上の加算額（月額）…全額支給 2 人目 10,170 円 …一部支給 10,160 円～5,090 円 …全部支給 3 人目以降 1 人につき 6,100 円 …一部支給 6,090 円～3,050 円 1, 3, 5, 7, 9, 11 月にそれぞれ前月までの手当を支給
必要なもの	① 戸籍謄本 ② 所得証明書（公簿で確認できる場合は不要） ③ 申請事由によりその他添付書類 ④ 振込み口座のわかるもの ⑤ 家族全員分のマイナンバーがわかるもの

（問合せ先 子育て支援課 Tel 42-2852）

(6) 特別児童扶養手当

20 歳未満の障害児を家庭で養育している方に支給されます。

対 象 者	知的障害もしくは身体障害が一定の状態にある児童を監護する父又は母，もしくは父母に代わってその児童を養育している人 ※ただし，次の項目に該当する方は除かれます。 ① 児童が障害を事由として公的年金を受給している ② 児童が児童福祉施設等に入所している ③ 父又は母もしくは養育者及び同居の扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている（超えている場合，その年の 8 月から翌年 7 月まで支給を停止）
内 容	児童 1 人につき（月額） 1 級障害・・・52,400 円（令和 4 年 4 月～） 2 級障害・・・34,900 円（令和 4 年 4 月～） 4 月，8 月，12 月にそれぞれ前月までの手当を支給
必要なもの	① 戸籍謄本 ② 所得証明書 ③ 身体・精神障害者手帳及び療育手帳（お持ちの方） ④ 手当認定診断書（療育手帳 A，④の所持者は手帳の写しで省略可） ⑤ 通帳の写し ⑥ 申請事由によりその他添付書類

（問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638）

(7) 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が，毎月一定の掛金を納めることにより，保護者に万一（死亡，重度障害）のことがあったとき，障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対 象 者	① 保護者の要件 障害のある方を現に扶養している保護者（父母，配偶者，兄弟姉妹，祖父母，その他の親族等）であって，65 歳未満であること。また，特別の疾病又は障害がないこと ② 障害のある方の範囲 次のいずれかに該当する障害のある方で，将来独立自活することが困難であると認められる方 ア 知的障害者 イ 身体障害者手帳 1 級～3 級をお持ちの方 ウ 精神又は身体に永続的な障害のある方で，その程度がア又はイの者と同程度と認められる方
内 容	① 【掛金額】 1 口 9,300 円～23,300 円 ※加入時の保護者の年齢に応じて異なります ② 【年金額】（月額） 1 口加入の場合・・・20,000 円 2 口加入の場合・・・40,000 円

（問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638）

7 税金の控除・減免等

(1) 所得税・住民税の所得控除

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

区 分	対 象 者	所 得 税	住 民 税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 ⑥, B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1, 2級 療育手帳 ④, A 精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円	30万円
同居特別障害者扶養控除	扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合	75万円	53万円

〔 問合せ先 税務課 Tel 43-1636
広島南税務署 Tel 082-253-3281 〕

(2) 住民税の非課税

年間の所得が135万円以下で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、住民税が課税されません。

(問合せ先 税務課 Tel 43-1636)

(3) 新マル優制度

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が有する預貯金等のうち、元本が350万円を限度として、利子が非課税になります。

(問合せ先 取引金融機関へお問い合わせください。)

(4) 相続税の控除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、相続により財産を取得する場合、控除が受けられます。

区 分	対 象 者	控 除 額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 ⑥, B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	10万円×(※85歳－相続開始時の年齢)
特別障害者控除	身体障害者手帳 1, 2級 療育手帳 ④, A 精神障害者保健福祉手帳 1級	20万円×(※85歳－相続開始時の年齢)

(問合せ先 広島南税務署 Tel 082-253-3281)

(5) 贈与税の非課税

特別障害者（身体障害者手帳1・2級，療育手帳㊤・A，精神障害者保健福祉手帳1級）を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて金銭等の財産が受託された場合，6，000万円までは非課税になります。

（問合せ先 広島南税務署 TEL 082-253-3281）

(6) 自動車税（軽自動車税）の減免

次の要件に該当する方は，自動車税，軽自動車税が減免になります。

対 象 者	自動車の所有者	運 転 者	使 用 目 的
自 動 車 税 軽自動車税	本 人	本 人	特に問わない
	家 族	本 人	本人の通学，通院，通所，生業 のために使用すること
	本 人	家 族	
	家 族	家 族	
	障害者のみで構成される 世帯の構成員	常時介護者	
必要なもの	① 身体障害者手帳・療育手帳 ② 自動車の車検証 ③ 運転免許証 ④ その他証明書類（個人番号カード，通知カード等）		

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度	
			本人の場合	生計同一者又は 常時介護者の場合
視覚障害	自動車税		2 級～4 級	1 級～4 級
	軽自動車税		1 級～4 級	
聴覚障害	自動車税		2 級， 3 級	
	軽自動車税		2 級， 3 級	
平衡機能障害	自動車税		3 級	
	軽自動車税		3 級	
上肢不自由	自動車税		1 級， 2 級	
	軽自動車税		1 級， 2 級	
下肢不自由	自動車税		1 級～6 級	1 級～3 級
	軽自動車税		1 級～6 級	1 級～3 級
体幹不自由	自動車税		1 級～3 級， 5 級	1 級～3 級
	軽自動車税		1 級～3 級， 5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	自動車税	1 級， 2 級	
		軽自動車税	1 級， 2 級	
	移動機能	自動車税	1 級～6 級	1 級～3 級
		軽自動車税	1 級～6 級	1 級～3 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害	自動車税		1 級～3 級	
	軽自動車税		1 級～3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	自動車税		1 級～3 級	
	軽自動車税		1 級～3 級	
音声機能障害	自動車税		3 級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
	軽自動車税		3 級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
知的障害者	自動車税			㊤， A
	軽自動車税			㊤， A
精神障害者	自動車税		1 級	
	軽自動車税		1 級	

問合せ先 自動車税……………広島県西部県税事務所 呉分室 TEL 22-5400
 軽自動車税……………税務課 TEL 43-1636

8 その他割引制度

(1) 交通機関の運賃割引制度

① 第1種の身体障害者手帳又は第1種の療育手帳（障害の程度が㊤・A）をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	介護者とも5割引	101km以上の場合のみ5割引	介護者とも5割引	101km以上の場合のみ5割引	JR出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	—	〃	—	
	普通急行券	〃	—	〃	—	
	定期乗車券	〃	—	介護者のみ5割引	—	

※障害者及び介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し乗車することができます。

※障害者が6歳未満の場合、介護者が5割引、本人は無料になります。

交通機関	乗車券の種類		障害者が 12 歳以上の場合		障害者が 12 歳未満の場合		割引方法
			介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	詳細については、航空会社にお問い合わせください。						航空券購入時、搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券		介護者とも 5 割引	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	乗車券購入時に手帳を提示し、普通乗車券は、降車時に提示
	回数券		〃	〃	〃	〃	
	定期乗車券		介護者とも 3 割引	3 割引	介護者のみ 3 割引	—	
広島電鉄電車	普通乗車券		本人のみ 5 割引 (介護者 2 人まで無賃)	5 割引	介護者のみ 2 人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券		本人のみ普通旅客運賃の 60 倍から 5 割引 (介護者 2 人まで無賃)	普通旅客運賃の 60 倍から 5 割引	介護者のみ 2 人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券		介護者とも 5 割引	5 割引	介護者のみ 5 割引	—	手帳を提示
	定期乗車券		〃	〃	〃	—	
県内の旅客船	2 等旅客券		介護者とも 5 割引	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	乗船券購入時に、手帳を提示するとともに、乗船運賃割引申込書を提出
	急行便に係る	急行券	〃	〃	〃	〃	
		1 等旅客券	〃	〃	〃	〃	
	特等、1 等旅客券		〃	—	〃	—	※詳細については、旅客船運行会社にお問い合わせください。
	特別室使用料金		〃	—	〃	—	
	座席指定料金		〃	—	〃	—	
	寝台料金		〃	—	〃	—	
	回数券		〃	—	介護者のみ 5 割引	—	
	定期券		介護者とも 3 割引 又は 5 割引	—	介護者のみ 3 割引 又は 5 割引	—	
県内タクシー	運賃		1 割引				手帳を提示

② 第2種の身体障害者手帳又は第2種の療育手帳（障害の程度が㊸・B）をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類		障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法
			介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券		—	101km 以上の 場合のみ 5割引	—	101km 以上の 場合のみ 5割引	JR 出札窓口 で手帳を提 示し、割引乗 車券を購入
	回数券		—	—	—	—	
	普通急行券		—	—	—	—	
	定期乗車券		—	—	介護者のみ 5割引	—	
国内航空	詳細については、航空会社にお問い合わせください。						航空券購入 時、搭乗時に 手帳を提示
バス	普通乗車券		—	5割引	介護者とも 5割引	5割引	乗車券購入 時に手帳を 提示し、普通 乗車券は、降 車時に提示
	回数券		—	〃	〃	〃	
	定期乗車券		—	3割引	介護者のみ 3割引	—	
広島 電鉄 電車	普通乗車券		本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	バスの場合 と同じ
	定期乗車券		本人のみ普通旅客運賃 の60倍から5割引 (介護者割引なし)	普通旅客運賃 の60倍から 5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	
アストラム ライン	普通乗車券		介護者とも5割引	5割引	介護者のみ 5割引	—	手帳を提示
	定期乗車券		〃	〃	〃	—	
県内 の 旅客 船	2等旅客券		—	101km 以上の 場合のみ 5割引 (距離制限 なく割引す る会社もあ る。)	—	101km 以上の 場合のみ 5割引 (距離制限 なく割引す る会社もあ る。)	乗船券購入 時に、手帳を 提示すると ともに、乗船 運賃割引申 込書を提出
	急行 便に 係る	急行券	—		—		
		1等 旅客券	—		—		
	特等、1等旅客券		—	—	—	—	※詳細につ いては、旅客 船運航会社 にお問い合わせ ください。
	特別室使用料金		—	—	—	—	
	座席指定料金		—	—	—	—	
	寝台料金		—	—	—	—	
	回数券		—	—	—	—	
	定期券		—	—	介護者のみ 3割引	—	
県内 タクシー	運賃		1割引				手帳を提示

③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を提示し、普通乗車券は、降車時に提示
	回数券	〃	〃	〃	〃	
	定期乗車券	介護者のみ3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者2人まで無賃)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	

④ 2・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を提示し、普通乗車券は、降車時に提示
	回数券	—	〃	〃	〃	
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者割引なし)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	

※運賃割引を受けるときは、必ず顔写真、障害の種類が記載されているページを開いて手帳を提示してください。

※第1種、第2種とは・・・手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減免欄」に記載があります。

身体障害者手帳の等級とは別に、JRなどの公共交通の運賃割引の区分を示します。

概ね第1種は、1級と2級が該当しますが、障害の状況によって2級2種や3級1種の場合があります。(この制度では第1種の方をより重度の障害をお持ちの方と定め、割引の対象としています。)

(2) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳，療育手帳をお持ちの方が有料道路を利用する場合，料金所で手帳を提示することで通常料金の半額割引を受けることができます。

対象範囲	① 障害者本人が運転する場合 身体障害手帳をお持ちの方 ② 障害者本人以外の方が運転する場合 第1種の身体障害手帳をお持ちの方 療育手帳④，Aをお持ちの方	
割引率	通常料金の半額	
必要なもの	ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
	① 身体障害者手帳・療育手帳 ② 登録を希望する自動車の車検証 ③ 運転免許証 (障害者本人が運転する場合)	① 身体障害者手帳・療育手帳 ② 登録を希望する自動車の車検証 ③ 運転免許証 (障害者本人が運転する場合) ④ ETC カード (原則として障害者本人名義に限る) ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書 ※④⑤は更新手続きで変更ない場合は不要

問合せ先 西日本高速道路(株) TEL 082-831-4111
 社会福祉課 TEL 43-1638

(3) NHK放送受信料の減免

次の要件に該当する方は，NHKの放送受信料が減免されます。

対象者	① 全額免除 身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含む世帯 全員が市民税非課税世帯 ② 半額免除 ア 世帯主が視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方 イ 世帯主が身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方 ウ 世帯主が療育手帳④，Aをお持ちの方 エ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
必要なもの	① 印鑑 ② 手帳

問合せ先 日本放送協会 広島放送局 TEL 082-504-5113
 社会福祉課 TEL 43-1638

(4) NTTの無料番号案内

NTT西日本へ登録すると無料で電話番号案内サービスが受けられます。

対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 視覚障害者 1級～6級 肢体不自由 1・2級（上肢，体幹，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳
--------------	--

（問合せ先 NTT案内 TEL 0120-104174）

(5) 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの携帯電話の基本使用料などが割引されます。

（問合せ先 詳しくは各携帯電話会社へ確認してください。）

(6) 広島県思いやり駐車場利用証交付制度

次の要件に該当する方は、「利用証」を掲示することにより、「思いやり駐車場」に駐車することができます。

① 対象者

ア 身体障害者

障 害 の 区 分		障 害 の 等 級
視覚障害		4 級以上
平衡機能障害		5 級以上
上肢不自由		2 級以上
下肢不自由		6 級以上
体幹不自由		5 級以上
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
	移動機能	6 級以上
心臓機能障害		4 級以上
じん臓機能障害		4 級以上
呼吸器機能障害		4 級以上
ぼうこう・直腸機能障害		4 級以上
小腸機能障害		4 級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上
肝臓機能障害		4 級以上

イ 知的障害者 療育手帳④又はAをお持ちの方

ウ 精神障害者 精神障害者福祉手帳 1 級をお持ちの方

エ 難病患者 特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者の方

オ 高齢者 介護保険の要介護状態区分が要介護 1 以上の方

カ 妊産婦 妊娠 7 か月から出産後 1 年 6 か月までの方

(ただし、出産後は 1 歳 6 か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。)

② 次の方のうち、医師の診断書、意見書又は公的機関の証明書等により、「思いやり駐車場」の利用が必要であると認められる方

ア 身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、①に掲げる基準に該当しない方

イ 発達障害等により、歩行の際に介助者の特別な注意を必要とする方

ウ けが等により、車いす、杖等の補装具の使用を必要とする方等

〔問合せ先 広島県健康福祉局 地域共生社会推進課 TEL 082-513-3144
社会福祉課 TEL 43-1638〕

(7) 駐車禁止適用除外の指定

身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの歩行困難な方が，自ら運転又は同乗するときは，「駐車禁止除外指定車標章」を掲示することにより，駐車禁止場所に駐車することができます。

障 害 の 区 分		障 害 の 等 級
視覚障害		1 級～3 級， 4 級の 1
聴覚障害		2 級， 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級， 2 級の 1， 2
下肢不自由		1 級～4 級
体幹不自由		1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級， 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級～4 級
心臓機能障害		1 級， 3 級
じん臓機能障害		1 級， 3 級
呼吸器機能障害		1 級， 3 級
ぼうこう・直腸機能障害		1 級， 3 級
小腸機能障害		1 級， 3 級
肝臓機能障害		1 級～3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級
療育手帳		㊤， A
精神障害者保健福祉手帳		1 級

(問合せ先 江田島警察署 TEL 42-0110)

9 相談の窓口・主要施設一覧

(1) 相談の窓口・主要施設一覧

① 江田島市役所 福祉保健部 社会福祉課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

TEL : 0823-43-1638 FAX : 0823-57-4432

② 江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」

〒737-2302 広島県江田島市能美町鹿川 2015 番地 2

TEL : 0823-27-8899 FAX : 0823-27-7760

江田島市障害者生活支援センター TEL : 0823-27-8880 FAX : 0823-27-7760

障害者相談支援事業所江能 TEL : 0823-27-4848 FAX : 0823-27-8889

③ 権利擁護センターえたじま（江田島市社会福祉協議会）

〒737-2302 広島県江田島市能美町鹿川 2060 番地

TEL : 0823-40-2501 FAX : 0823-40-2502

④ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員はそれぞれの担当地域で市民の相談に応じ、必要な助言・支援を行っています。担当の民生委員・児童委員については、社会福祉課へお問い合わせください。

⑤ 身体障害者・知的障害者相談員

心身に障害のある方の相談に応じ、関係機関と連携をとりながら必要な助言・支援を行っています。

身 体 障 害 者 相 談 員 名		電 話 番 号
江田島町	調整中	
能 美 町	本庄 信幸	4 5 - 2 5 1 9
沖 美 町	調整中	
大 柿 町	山岡 敏紀	5 7 - 5 2 1 3

知 的 障 害 者 相 談 員 名		電 話 番 号
江田島町	越野 哲也	0 9 0 - 7 5 0 1 - 1 7 3 3

(2) 障害者関連施設・事業者の状況

事業所名（所在地）	提供しているサービス	設置主体	電話番号
自立支援センターあおぞら （大柿町大原）	就労継続支援 B 型 就労移行支援 就労定着支援 生活介護	（社福）江田島市社会福祉協議会	40-3501
ワークセンターおおきみ （大柿町大君）	就労継続支援 B 型 生活介護	（社福）江能福祉会	57-5110
S E L P 江能 （能美町鹿川）	就労継続支援 B 型 生活介護	（社福）江能福祉会	45-5588
福祉サービス事業所りんりん （大柿町大君）	就労継続支援 B 型 日中一時支援	（株）凜	36-7885
ひまわりくらぶ江田島 （能美町高田）	就労継続支援 A 型	ゴールズ（株）	45-0732
倉橋の里 （呉市倉橋町）	施設入所支援 生活介護 短期入所 日中一時支援	（社福）江能福祉会	53-2700
ショートステイ江能 （大柿町飛渡瀬）	短期入所	（社福）江能福祉会	57-7100
江田島市社協訪問介護事業所 （能美町鹿川）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	（社福）江田島市社会福祉協議会	45-2510
ホームヘルパーセンター江能 （大柿町飛渡瀬）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	（社福）江能福祉会	57-7100
さくら・介護ステーション江田島 （大柿町大原）	居宅介護 重度訪問介護	（株）UEDA	40-3361
あすか訪問介護事業所 （沖美町美能）	居宅介護 重度訪問介護	（合）あすか訪問介護事業所	47-0820
江田島市社協のうみ通所介護事業所（能美町鹿川）	日中一時支援	（社福）江田島市社会福祉協議会	45-3492
江田島市社協おおがき通所介護事業所（大柿町大原）	日中一時支援	（社福）江田島市社会福祉協議会	57-3900
デイサービスセンター江能 （大柿町飛渡瀬）	日中一時支援	（社福）江能福祉会	57-7100
デイサービスセンターそよかぜ （大柿町飛渡瀬）	日中一時支援	（社福）江能福祉会	40-3300
デイサービスはまい （大柿町柿浦）	日中一時支援	（株）はまい	57-5050
グループホームオリーブ （大柿町飛渡瀬）	共同生活援助 （グループホーム）	（社福）江能福祉会	57-2130
サンライズ大君 （大柿町大君）	共同生活援助 （グループホーム）	（株）太陽	57-3000

事業所名（所在地）	提供しているサービス	設 置 主 体	電 話 番 号
歩歩 江田島 （大柿町大君）	児童発達支援	（株）歩歩	40-3328
アーチ 江田島 （大柿町大君）	放課後等デイサービス	（株）歩歩	40-3133
リンク 江田島 （大柿町大君）	放課後等デイサービス	（株）歩歩	40-3328
放課後デイサービス おひさま （大柿町柿浦）	放課後等デイサービス	（株）太陽	57-2225
放課後デイサービス おひさま 2号館（大柿町大原）	放課後等デイサービス	（株）太陽	27-7022

※市内の社会福祉法人等が経営する事業所を掲載しています。

（３）団体案内

江田島市内では、各団体が様々な活動を行っています。興味のある方は、お問い合わせください。

○ 江田島市身体障害者福祉協議会

項 目	内 容
会の紹介	本会は、市内（江田島町20人、能美町30人、沖美町10人、大柿町30人）に居住する身体障害者が集って組織された団体で、江田島市身体障害者福祉協議会として構成されています。
主な活動内容	○会員相互の交流と親睦 ○4町でスポーツ大会（フライングディスク）を開催。（9月頃） ○全国身体障害者福祉大会・相談員大会への参加 ○中・四国身体障害者福祉大会・相談員大会への参加 ○広島県身体障害者福祉大会・相談員大会への参加 ○江田島市身体障害者福祉協議会総会・役員会の開催
会からのコメント	会員の高齢化等による会員不足で、会の存続が危ぶまれています。会員を募集していますので、身体障害者手帳を取得された皆様、会に入会して一緒に会を盛り上げていただきませんか。
連 絡 先	江田島市能美町鹿川 江田島市身体障害者福祉協議会 会長 本庄 信幸 電話：0823-45-2519 （携帯）090-4101-0263

○ 江田島市精神障害者家族会（あおぞら家族会）

項 目	内 容
会の紹介	あおぞら家族会では、精神障害者及びその家族等が地域で安心して暮らしていけるように、家族の立場で日頃の悩みなど寄り添ってお聞きし、交流を深め、お互い支え合い、励まし合い、学び合っています。
主な活動内容	○茶話会（原則第4土曜日） ○勉強会（不定期） ○自立支援センターあおぞら行事への参加（不定期） ○総会（年1回）
会からのコメント	統合失調症、依存症、不登校や休職、引きこもり・・・誰でも精神的に不調をきたす可能性はあります。一緒にいる家族は「どうしたら良いのだろう・・・」と戸惑い、周囲に相談できず、孤立感を感じるかもしれません。 精神的に不調をきたした当事者と同様に、一緒にいる家族の苦しい気持ちも千差万別です。その気持ちを家族会で話してみませんか。気持ちが少しだけ楽になるかもしれません。御参加お待ちしております。
連 絡 先	市社会福祉課へお問い合わせください。電話：0823-43-1638 （会の代表者に連絡します。）

○ 江田島市地域活動連絡協議会

項 目	内 容
会の紹介	江田島市に住む障がいのある方が地域の中で楽しめるよう、小さなイベントを開催しています。
主な活動内容	○（毎年）イチゴ狩り、ボーリング大会、カラオケ会などを実施。
会からのコメント	江田島市の方で障がいのある方と家族は参加いただけます。
連 絡 先	越野 哲也 電話：090-7501-1733

○ 広島県心身障害児者父母の会連合会 江田島支部たんぽぽ学級

項 目	内 容
会の紹介	広島県心身障害児者父母の会連合会では、古くから様々なイベントや啓発運動等を行っています。たんぽぽ学級も40年位は同じように活動してきました。障害の勉強会や作業所や施設等造る運動、手芸等をしながら、色々な話（心配事等）をして、主に親の会となります。
主な活動内容	○主にパッチワーク等の手芸品を作成。 （江田島市民センター別館（旧中央公民館）、毎週月曜日 10:00～16:00） ※作った手芸品を江田島市内のイベントで販売し、収益を江田島市内の福祉関係に寄付する活動をしています。
会からのコメント	親も高齢化し、施設等に入所していた子も亡くなったりし、少人数となりましたが、相変わらず手芸をしながら色々話し合っています。 気軽に参加してみてください。
連 絡 先	越野 陽子 電話：090-8244-6051

○ 江田島市手をつなぐ育成会

項 目	内 容
会の紹介	全国手をつなぐ育成会（知的障害児を持つ3人の親から設立され、現在では全国55の団体があり、会員は約10万人）の広島県支部として、2004年に中町小学校の支援学級の数人の親が中心となり発足。 知的障害、発達障害、ダウン症、ギフテット、グレーゾーンの生きづらさを抱えた子供たちのための活動。
主な活動内容	○例会（月1回） ○フリートークお茶会（月1回） ○親同士の支え合い・情報交換 ○地域の他の会との交流 ○江田島市地域自立支援協議会へ当事者として参加。 ○市への意見や要望のまとめ。 ※本会員の他に賛助会員として、元教員や議員の方々が協力・参加していただいています。
会からのコメント	～この子らを世の光に～ 子供たちは地球の宝物，一人一人かけがえのない命。その中でも支援のいる子供たちの可能性や個性が輝く時，この世界は明るい希望に満ちたものになると信じて，私たちは活動を続けています。 障害が分かった時，また成長し，ライフステージごとに悩みは尽きませんが，支え合い，前を向いていきましょう。
連 絡 先	江田島市能美町中町 徳正寺内 代表 護山 智孝

10 障害別施策早見表

援護の種類		対 象 要 件																
		障害の 程度	身 体								知的				精神			
			視 覚	聴 覚 ・ 平 衡	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	上 肢	下 肢	体 幹	脳 原 性									内 部
									上 肢	移 動	④	A	③	B	1 級	2 級	3 級	
自立支援医療 (更生・育成医療)		全	○	○	○	○	○	○	○	○								
自立支援医療 (精神通院医療)																○	○	○
重度心身障害者医療		1～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
後期高齢者医療		1～3級, 4級の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
手話通訳者・要約筆 記者の派遣		全		○	○													
自動車運転免許 取得助成		1～4級		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車改造費助成		1～4級				○	○	○										
生活福祉資金の貸 付		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
盲導犬の給付		1級	○															
補装具費の支給 ※1		全	○	○	○	○	○	○	○	○								
日常生活用具の支 給※1		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
障害基礎年金 ※1(1級・2級)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別障害者手当 ※1		1級, 2級の一部	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△		
障害児福祉手当 ※1			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
児童扶養手当 ※1		1級, 2級の一部	○	○ 聴覚		○	○	○	○	○		○	○			△	△	△
特別児童 扶養手当	1 級	1・2級, 3 級の一部	○	○		○	○	○	○	○	△	○	○			△	△	△
	2 級	3級, 4級の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	△			△	△	△	△	△
心身障害者扶養 共済制度		1～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△

※1 障害の程度によっては、認定されない場合もあります。

援護の種類		対 象 要 件															
		障害の程度	身 体								知的				精神		
			視 覚	聴覚・ 平衡	音声・言語・ そしゃく	上 肢	下 肢	体 幹	脳原性		内 部	④	A	③	B	1 級	2 級
上肢	移動																
所得税・住民税の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新マル優制度		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
贈与税の非課税		1・2 級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
自動車税の減免		本人が運転	2～4 軽自動車 1～4	聴覚 2～3 平衡 3	喉頭 摘出 音声 3	1～2	全	1～3 5	1～2	全	1～3					○	
		同一生計・介護者が運転	1～4	聴覚 2～3 平衡 3	喉頭 摘出 音声 3	1～2	1～3	1～3	1～2	1～3	1～3	○	○			○	
交通機関の運賃割引	J R	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の旅客船	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	バス・電車 アストラムライン	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県内のタクシー	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
有料道路通行料金の割引		本人が運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		介護者が運転 (1 種)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				
NHK放送受信料の減免	全免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	半免	視聴覚障害者 重度の障害者	○	聴覚 ○ 1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	○	○			○	
N T T の無料番号案内			○			1～2		1～2	1～2	1～2		○	○	○	○	○	○
広島県思いやり駐車場利用証交付制度			4 級 以上	平衡 5 級 以上		2 級 以上	6 級 以上	5 級 以上	2 級 以上	6 級 以上	4 級 以上	○	○			○	
駐車禁止適用除外の指定			1～3 4 級 一部	聴覚 2～3 平衡 3		1 級 2 級 一部	1～4	1～3	1～2	1～4	1・3	○	○			○	
携帯電話料金の割引		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



えたしまし しょうがいしゃ そうだん しえん じぎょうしょ

江田島市障害者相談支援事業所

「ぱすてる」



へいせい ねん がつ にち えのうふくしかい えたしまししゃかいふくしきょうぎかい

平成28年4月1日、江能福祉会と江田島市社会福祉協議会によ

うごうどう そうだんしえんじぎょうしょ かいせつ
る合同の相談支援事業所「ぱすてる」を開設しました。

しょうがい なや こま ちいき かつどう さんか
障 害 についての悩みごと、困りごと、地域での活動に参加したい

けど、どこに相談したらいいのかわからない・・・。

えたしまし す しょうがい かた ふくし かん もんだい
江田島市にお住まいの障 害のある方の福祉に関する問題につい

しょうがい かた ほごしゃ かいごしゃ そうだん おう ひつよう
て、障 害のある方や保護者、介護者からの相談に応じ、必要な

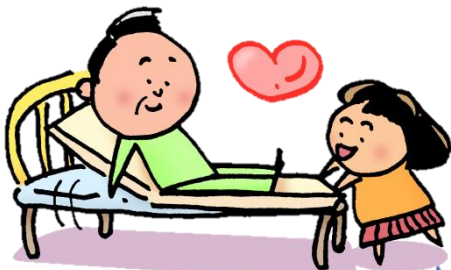
じょうほうていきょう おこな
情 報 提 供 を 行 い ます。





ざいたくふくし
1. 在宅福祉サービスの
りようえんじょ
利用援助

せいかつぜんぱん そうだん
生活全般についての相談に
おう ふくし
応じたり、福祉サービスに
かん じょうほうていきょう しんせい
関する情報提供と申請の
てつづ りよう
手続きやサービス利用のお
てつだ
手伝いをします。



しゃかいしげん かつよう
2. 社会資源を活用する
しえん
ための支援

ちいき しゃかい
地域にあるさまざまな社会
しげん じょうほうていきょう おこな
資源の情報提供を行い、
じりつせいかつ おく
よりよい自立生活を送るため
のてつだ
お手伝いをします。

れい しょうがいねんきんしんせいてつづ
例：障害年金申請手続き
など



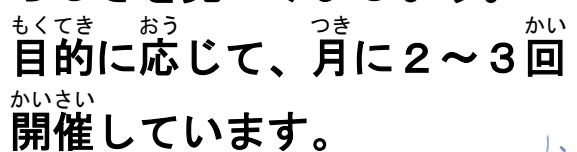
しゃかいせいかつりよく たか
3. 社会生活力を高める
しえん
ための支援

ちいき せいかつ
地域での生活やさまざまな
かつどう さんか
活動に参加していくための
しえん こじん
支援をします。個人、グル
かつどう とお しゃかい
ープ活動などを通して社会
せいかつりよく たか じりつせいかつ
生活力を高め、自立生活に
む しえん おこな
向けた支援を行います。



4. ピアカウンセリング

なかま いみ
ピアとは、仲間という意味で
おな しょうがい も ひと
す。同じ障害を持った人で
なければわからないことがあ
ります。障害を持つ仲間に
しょうがい も なかま
よる相談や情報提供をと
そうだん じょうほうていきょう
おして、問題を解決したり自分
もんだい かいけつ じぶん
らしさを見つけましょう。
もくてき おう つき かい
目的に応じて、月に2～3回
かいさい
開催しています。



5. 権利の擁護のために

必要な援助

障害のある方の権利を守り、障害を理由とする差別や虐待などの権利侵害に対する個別相談や、成年後見制度利用などの必要な援助を行います。



6. 専門機関の紹介

さまざまな不安や課題に対し、必要に応じて（福祉事務所、医療機関、ハローワーク等）各種専門機関を紹介いたします。



利用方法について

1 対象者

江田島市にお住まいの障害のある方と、そのご家族が対象です。手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

2 ご利用方法

- 来所、訪問、電話、ファックス
- 対応時間 8:30～17:00
- 利用料は無料です。 ●秘密は厳守いたします。



サービスに対するご相談・事業所へのご意見、その他お気づきの点など
お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

え た じ ま し し ょ う が い し ゃ そ う だ ん し え ん じ ギ よ う し ょ

江田島市 障 害 者 相 談 支 援 事 業 所 ぱすてる

〒737-2302 江田島市能美町鹿川2015-2

でんわ

電話 0823-27-8899 ファックス 0823-27-7760

し ょ う が い し ゃ と く て い そ う だ ん し え ん じ ギ よ う し ょ え の う

障 害 者 特 定 相 談 支 援 事 業 所 江 能

〒737-2213

え た じ ま し お お が き ち ょ う お お ば ら

江田島市大柿町大原1086-6

でんわ

電話 0823-27-4848, FAX 0823-27-8889

え た じ ま し し ょ う が い し ゃ せ い か つ し え ん

江田島市障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー

〒737-2302

え た じ ま し の う み ち ょ う か の か わ

江田島市能美町鹿川2015-2

でんわ

電話 0823-27-8880, FAX 0823-27-7760

アクセス方法

し ょ う が い し ゃ と く て い そ う だ ん し え ん じ ギ よ う し ょ え の う

障 害 者 特 定 相 談 支 援 事 業 所 江 能

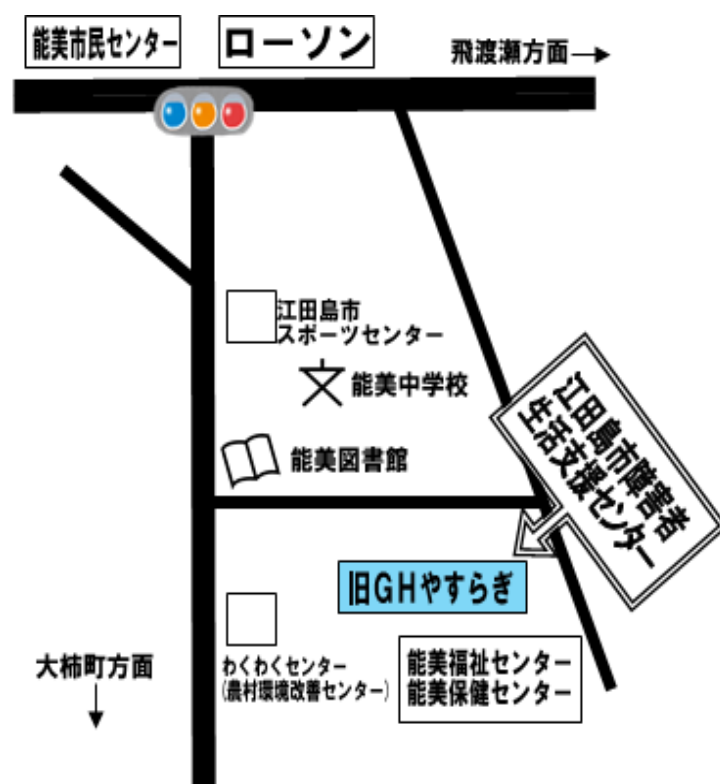
江田島市大柿町大原 1068-6



え た じ ま し し ょ う が い し ゃ せ い か つ し え ん

江田島市障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー

江田島市能美町鹿川 2015-2



平成 2 3 年 9 月
(令和 5 年 3 月改訂)

江田島市 福祉保健部 社会福祉課
〒737-2297
広島県江田島市大柿町大原 505 番地
TEL : 0823-43-1638 FAX : 0823-57-4432